

いじめ防止基本方針

シカゴ双葉会日本語学校全日校
(最終改訂 令和8年4月1日)

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、児童生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進してきた。

また、平成29年3月に、文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定したことを受け、本校としてもいじめの防止等に向けた取組を充実させる必要があることから本校の基本方針を策定する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

(1) 基本理念

- 全ての児童生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づく、児童生徒の自主的な活動を支援します。
- 学校、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

(2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。

- ・ 児童生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

②いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童生徒及び保護者への親身な支援と、いじめを行った児童生徒に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて関係機関等との連携を図る。

④家庭との連携

- ・ 家庭と密接に連携し、児童生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校との連携に努めることについて啓発を行う。

⑤関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクール・ディストリクト等関係機関との適切な連携も考慮する。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ防止等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育に関する専門家や運営委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

(2) いじめ防止等対策委員会での取組

【構成員】 校長，教頭，教務主任，教育相談，当該担任
(その他，事案に応じて構成員を加えるなど，柔軟に対応)

【取組内容】

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，情報共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善

(2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、家庭（必要に応じて関係機関等）と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用し、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針を活用しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを各種たよりや保護者会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知する。

①いじめの防止

「いじめはどの児童生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 学校での定期的な取組の実施

- ・毎月の生活目標の指導
- ・あいさつ運動の実施（小学部児童会・中学部生徒会）
- ・児童生徒に関する定期的な情報交換（小中学部会・合同部会・職員会等）

イ 「心の教育」の実施

- ・特別な教科としての道徳授業の実施
- ・人権教育の推進
- ・学級活動の充実
- ・幼稚園生、異学年生との交流

ウ 児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・道徳科の授業や学級活動での指導
- ・ほかほか言葉、ちくちく言葉についての話し合い
- ・あいさつ運動（小・中学部、登下校時に実施）

エ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・Chromebook, スマートフォン等の適切な使い方やマナー指導などの取組推進
- ・情報モラル教育の開催（外部講師）
- ・学級活動での情報モラル教育の実施推進（インターネット使用上の注意・約束、掲示板など情報の真偽を読む指導等）

オ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対する理解促進

- ・性同一性障がい・性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ、児童生徒個々の特性に関するいじめ解消のための指導
- ・縦割り班活動、交流学习等による活動

②いじめの早期発見

児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 児童生徒、保護者との相談機会の確保

- ・個人懇談（年間2回）、希望者による個人懇談（随時）の実施
- ・学校及びPTAに相談窓口を設置

イ 児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・児童生徒への定期的なアンケート調査の実施
- ・いじめの回答があった場合、すぐに個別の聴き取り、改善を図る。

ウ 家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、家庭との連携を密に図りながら、早期発見に努める。
- ・家庭に対して、Chromebook やスマートフォン等の正しい使い方などについての啓発
- ・ネットいじめを始め、全てのいじめが重大な人権侵害になり得るだけでなく、刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの指導
- ・外部講師による研修

エ 校内研修の実施

- ・いじめの背景は児童生徒の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解できるようにすること
- ・教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう校内研修を実施

オ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・いじめ認知に関しては、いじめ相談や訴えがあった場合、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、いじめ防止等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に解決
- ・認知したいじめについての、加害・被害両児童生徒の保護者連絡と、今後の対応等について連携する。

カ その他

- ・教職員による日常的な児童生徒観察
- ・職員会議・小中部会での情報交換
- ・保護者との情報交換（連絡帳や電話等）
- ・傍観者とならないための指導

③いじめの対処

いじめ防止等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を指導。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ防止等対策委員会を中心として事実確認に努める。

※被害者、加害者、関係児童生徒から事情を聴き、いつ、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係の問題、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努め、情報や一連の対応について詳細に記録。

イ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する支援と、いじめを知らせてきた児童生徒の安全確保、いじめを行った児童生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等を行う。

ウ 「いじめの解消」については、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に面接等により確認した状態を想定する。

(なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、

いじめ防止等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。)

- エ いじめの解決に向けて、いじめ防止等対策委員会において、教育に関する専門家等の助言を活用し、全教職員が事案の要因や背景、またその対応を理解する。特に、児童生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携を図る。
- オ いじめ解決に向けた保護者との連携を図る。必要に応じて教育に関する専門家等との連携も考慮する。
- カ まわりの児童生徒への指導と学級・学校生活における人間関係の再構築に努める。
- キ 全教職員による対応の周知と的確な役割分担等の組織的対応を図る。

④ P T A 及び関係機関等との連携

ア P T A との連携、家庭への啓発

- ・児童生徒送迎時の保護者との情報交換
- ・連絡帳や電話による情報交換
- ・学校だより、学年だよりによるいじめ未然防止に関する取組の紹介や協力依頼
- ・アンケート結果の共有
- ・家庭における正しい言葉遣い、「ほかほか言葉」使用の呼びかけ

イ 運営委員会との連携

- ・いじめが発生した場合、会長に発生の経緯及び対処について報告する。
- ・必要に応じて、運営委員会において学校から報告する。

3 重大事態への対処

いじめにより児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童生徒が相当の期間（年間 30 日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ防止等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに運営委員会に報告し、連携を図りながら事案に対応する。

4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組として学校だよりや保護者会、全校集会等を活用して積極的に周知し、いじめ防止等の対策を家庭との連携のもとに推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、いじめ防止等対策委員会において定期的に点検したり、学校アンケートで設定されているいじめの防止等の取組についての項目の評価結果等を検証したりするなど、P D C A サイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。